

多様な世帯用のシェルターの設置と安定的居住
支援体制整備・構築事業
報告書



目次

1.	事業概要	2
2.	実施内容	
	(1) 複数人世帯の緊急受け入れ可能なシェルターの設置	3
	(2) 事業の検証とサブリース事業	13
	(3) 居住支援地域ネットワークづくり研修会	14
3.	提言	20

1.事業概要

(1) 事業実施の背景

①令和5年度の札幌市では生活保護のホームレス申請が862件と札幌市ホームレス相談支援センターでは791件の新規相談があった。物価高騰による光熱水費、家賃等滞納により強制退去となる、若者夫婦、低年金高齢の親と中高年の息子、子育て世帯等の相談も増えおり、生活困窮世帯への物価高騰の影響はより大きくなっている。

②札幌市ホームレス相談支援センターの提供するシェルターの半数は相部屋であり、相部屋を拒否し、シェルター利用につながらないものも多い。複数人世帯での相談も増加傾向にあるが、世帯用は1部屋（女性専用）しかなく、受入れが出来ないことが多い。

③札幌市では不動産業者の行うサブリース住宅も多数あり、住まいを失った方の重要な社会資源になってきた。ニーズの高まりにより十分な体制を作れないまま、戸数を増やし、失踪やトラブルが増加、強制退去をさせる事業者もある。（生活困窮者向けのサブリース住宅は市内で5000戸程度あると言われており、10年間で5倍近くになっている）

④支援団体・不動産業者等、住まいの支援には様々な業種の事業者が参入しているが、専門性の違いを背景に支援連携や情報共有が上手く行っていない。

(2) 実施概要

①住まいを失ったもしくはDVや虐待・家族関係などで苦しむ方を緊急的に受け入れ可能な複数人世帯・単身世帯を受け入れ可能なシェルターが不足していることから、多様な世帯受け入れ可能な個室型シェルターを設置（単身世帯も受け入れ可能）、必要な支援体制を明らかにする。

②シェルター利用者の安定的居住に向けた重要な社会資源となっているサブリース住宅の現在の課題と必要な体制・連携について明らかにする。

③福祉業界・不動産業界の職員が双方の専門性や立場を学ぶ機会を設け、相互理解の基での地域内での居住支援体制を構築する。

(3) 事業実施期間

2025年4月1日～2026年3月31日

(4) 事業実施体制

事業責任者 1名

事業主任 1名

生活支援員 4名

2. 実施内容

(1) 複数人世帯の緊急受け入れ可能なシェルターの設置

①事業目的

ア 属性を問わず緊急的な受け入れ可能な、複数人世帯も受け入れ可能なシェルターと単身世帯向けのシェルターを設置。(個室) 実践事例を通じて受け入れの時間帯や曜日、年齢・性別、属性、利用した背景、関わった支援機関、必要な支援内容などを明らかにする。

イ 令和5年度(補正予算)WAM助成で作成したアセスメントシートや支援記録を関係機関と共有しながら、不具合等を調整しながら完成を目指す。

②事業内容

属性を問わず緊急的な受け入れ可能な、複数人世帯も受け入れ可能なシェルターと単身世帯向けのシェルターを合計2部屋設置。シェルター利用者に対して、アセスメントシートや支援記録を活用し他機関と情報共有しながら生活支援や就労支援、専門機関や行政機関等への同行支援、住まい確保までの入居支援を行った。

【シェルターでの具体的な支援内容】

- ・ 個室の提供(家具家電・トイレ・お風呂完備) ※アパートタイプを想定
- ・ 食材及び生活消耗品、生活雑貨、衣類等の提供
- ・ 1日1回の見守り・生活上の困りごと相談への対応

③定員

2世帯(2部屋)

④利用人数

17世帯(19名)(2025年4月1日~2026年3月31日) ※延べ980泊

⑤シェルター利用期間

1日~最大3カ月

※最長利用期間106日・平均利用日数57.6日

⑥利用料

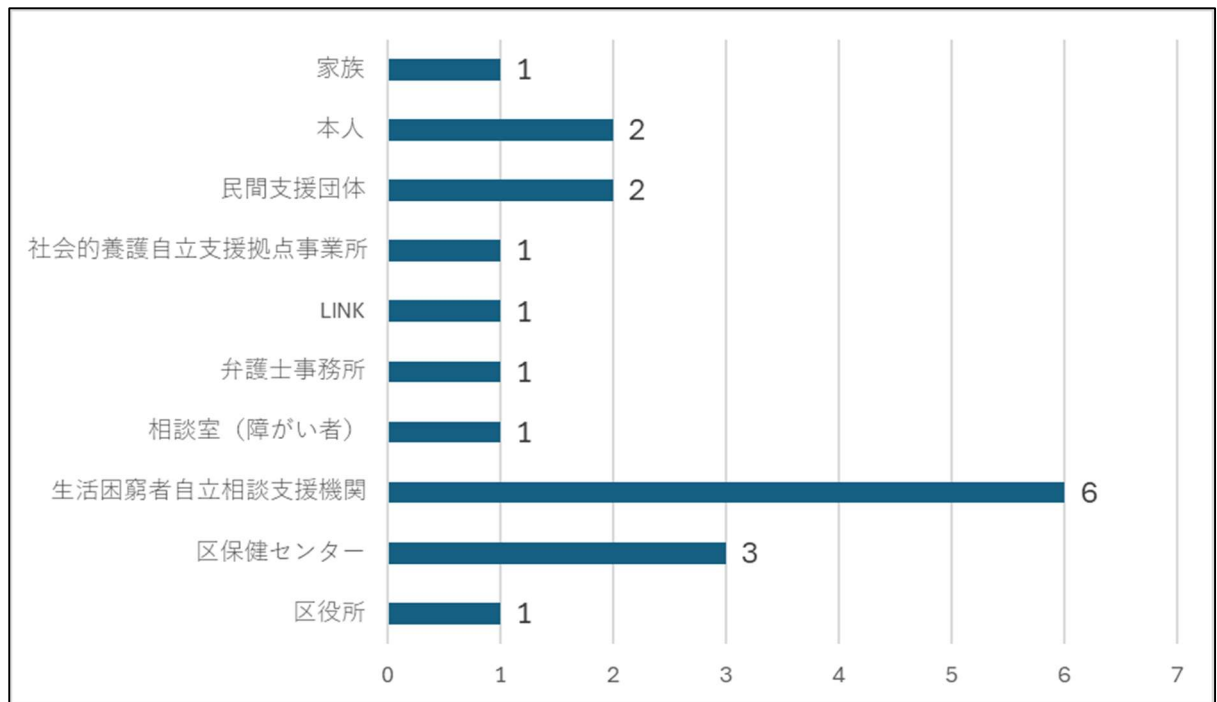
基本は無料としたが、本人に自立を促す観点から、月12万円以上の就労収入や年金等収入がある方については、利用料(1日1,000円)を徴収する予定だったが、実施期間中に利用料の徴収は行わなかった。

⑦夜間・休日の対応

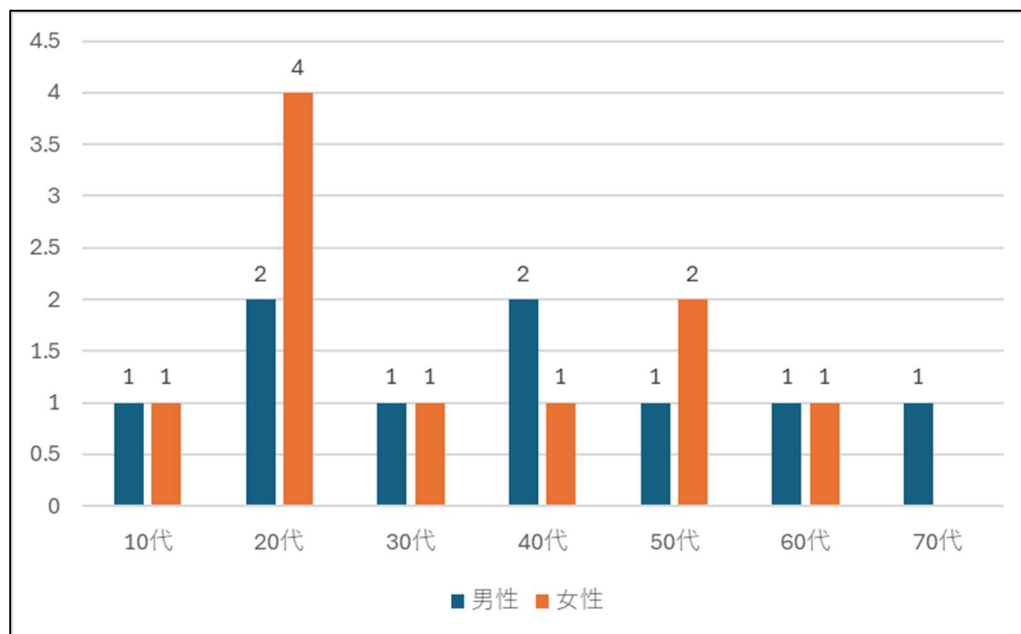
平日19時30分~翌9時・日曜・祝日・年末年始等については緊急当番職員(自宅待機)を配置し、受け入れの相談を、担当職員に貸与している携帯電話へ相談電話を転送と公開している相談用ラインで対応し、即時、受入れを行った。

⑧事業の実施状況 (N19)

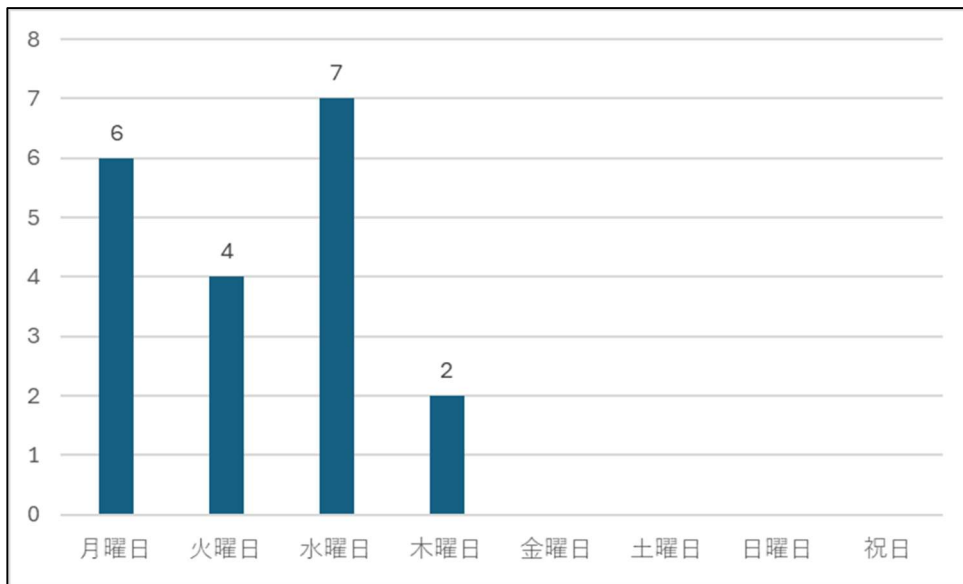
ア シェルターへのつながり方



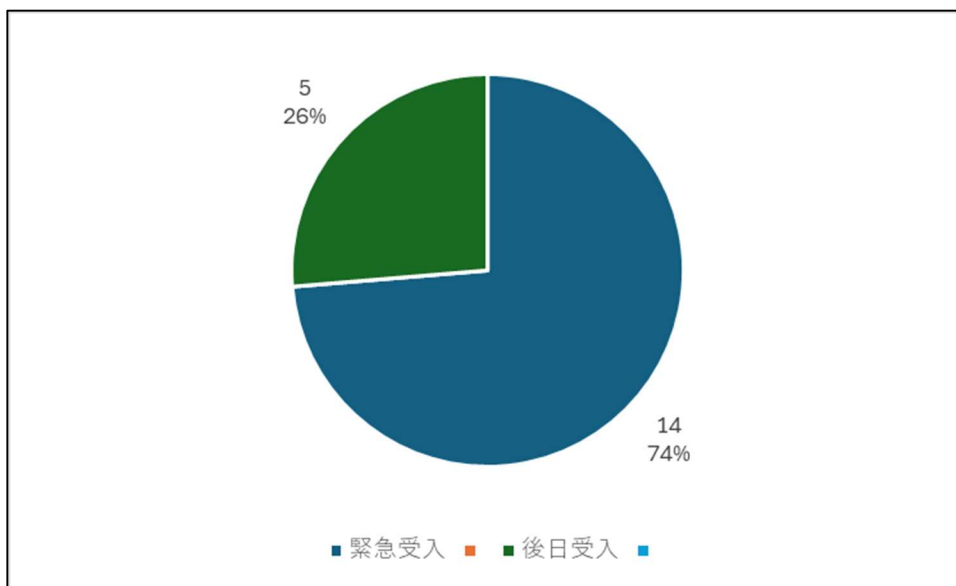
イ 年代・性別



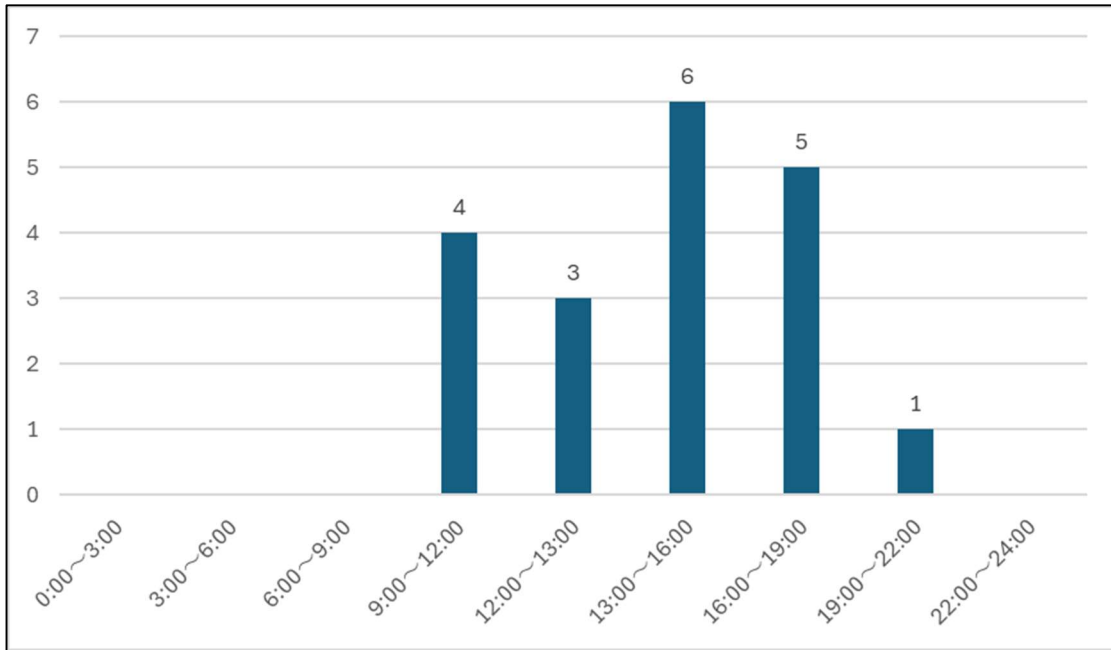
ウ 受入れ曜日



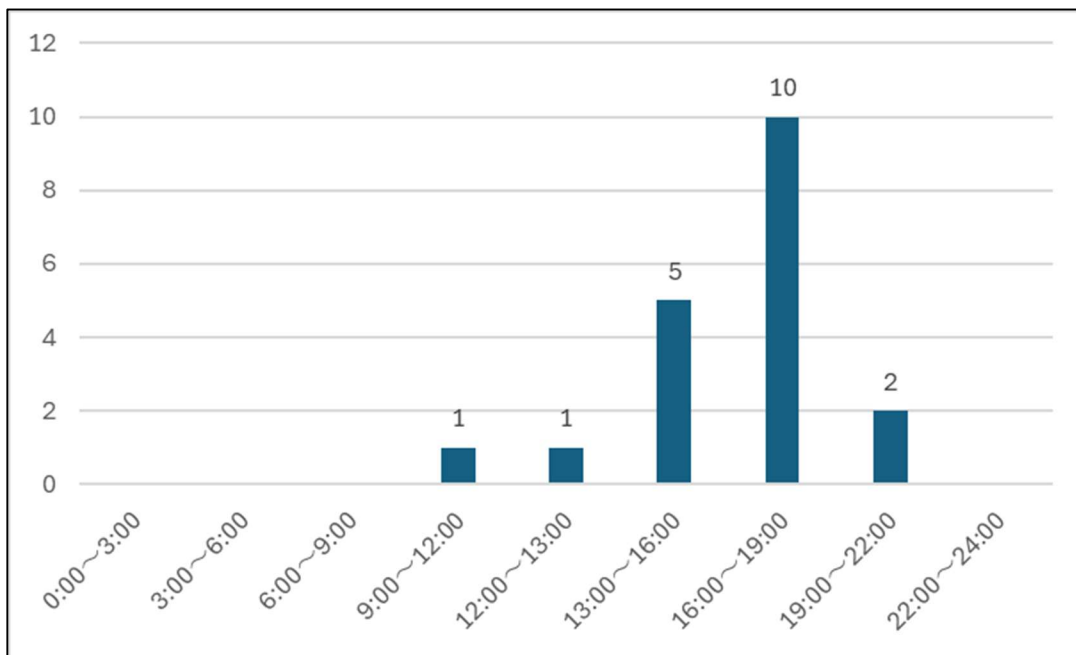
エ 緊急受入れの状況



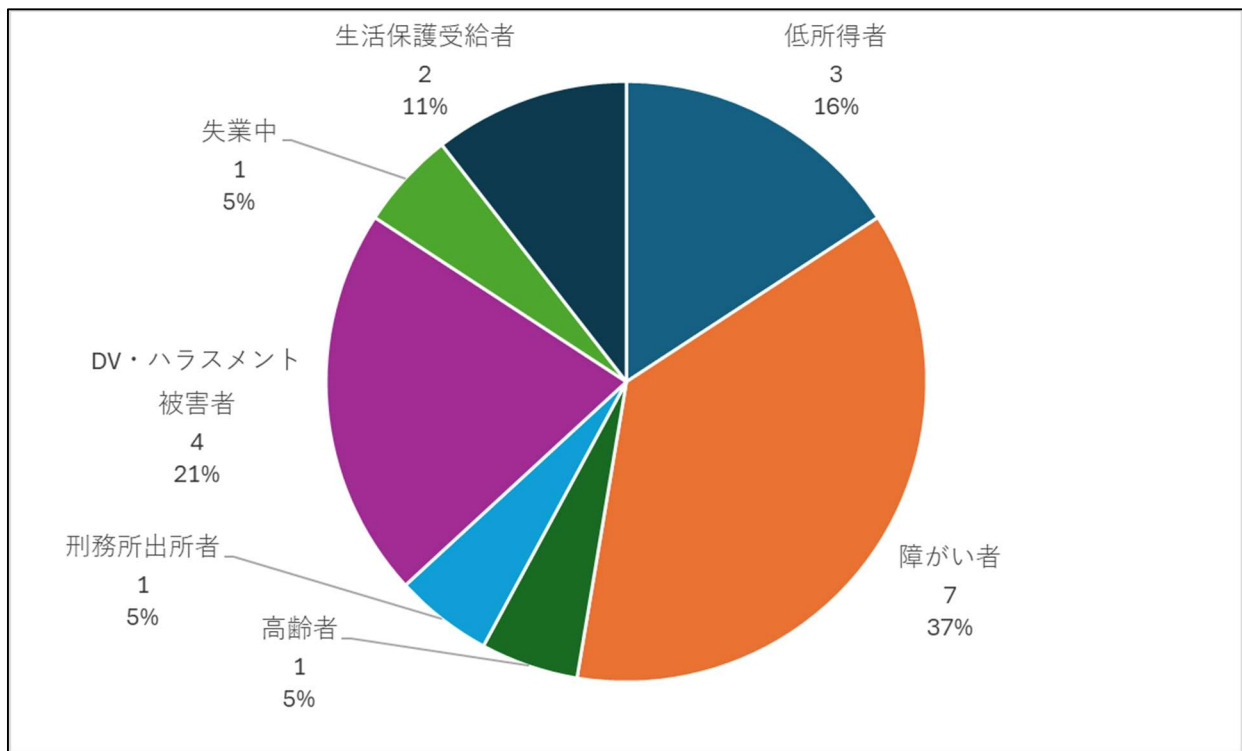
オ 初回相談時間帯（受入れについて相談があった時間）



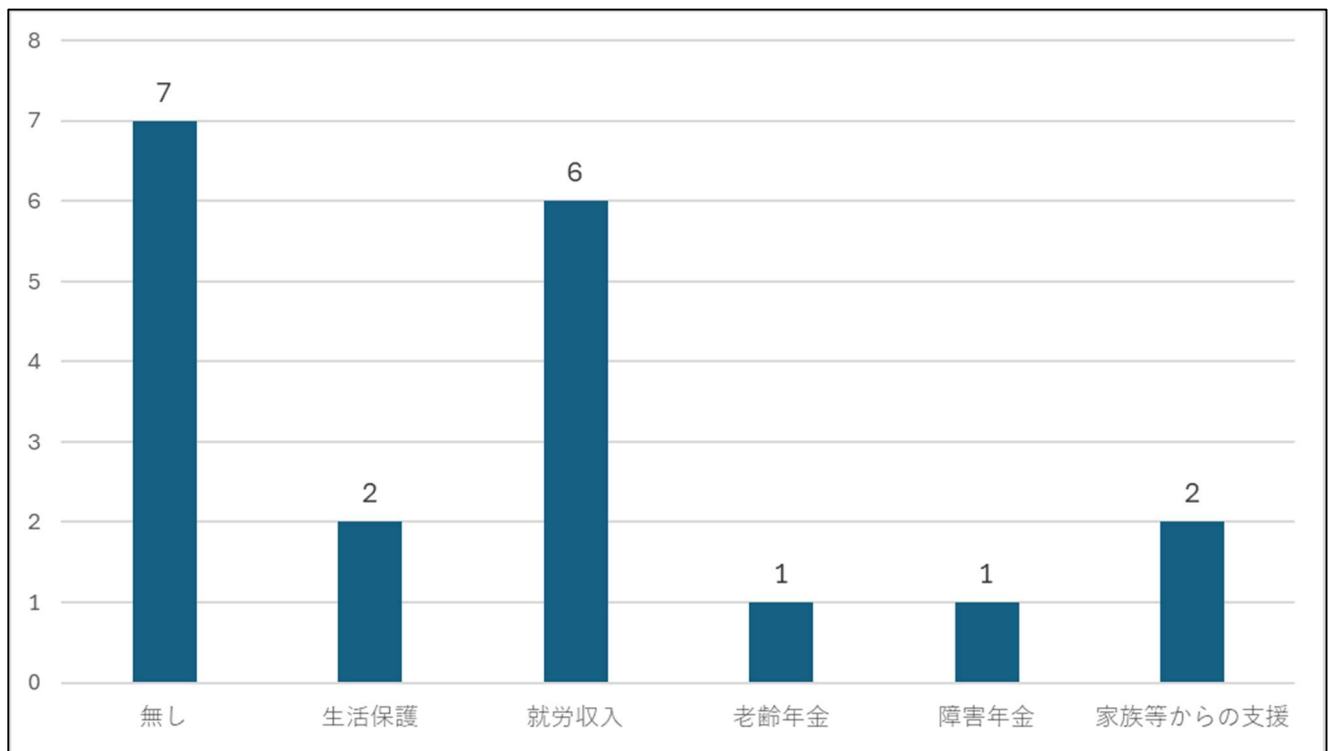
カ シェルター受入時間帯（シェルターの利用を開始した時間帯）



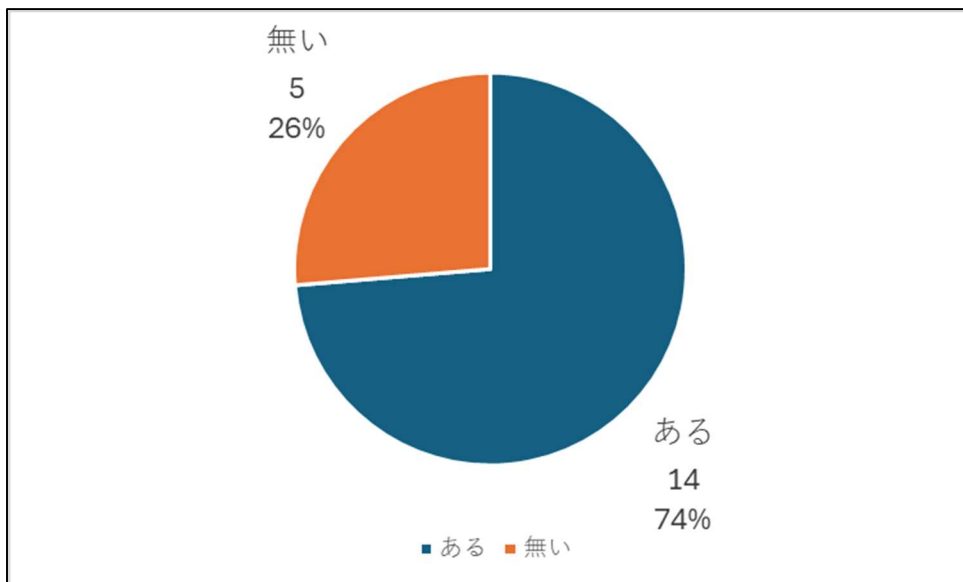
キ シェルター利用者属性



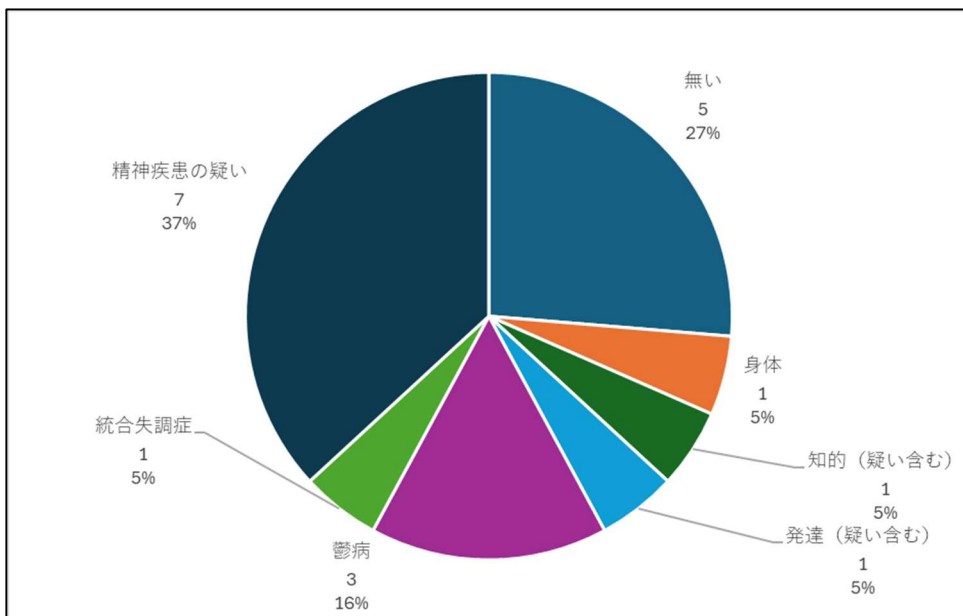
ク 利用開始時の主な収入



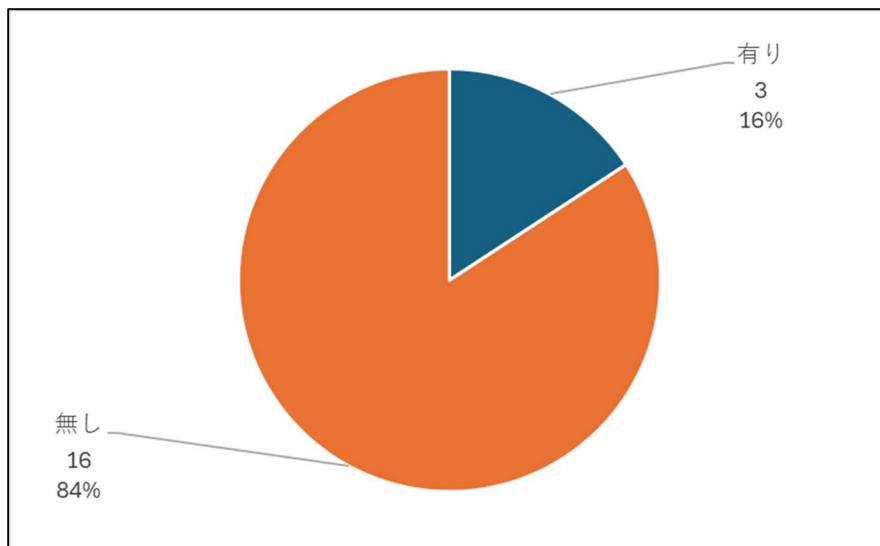
ケ シェルター利用に家族関係の問題があるか



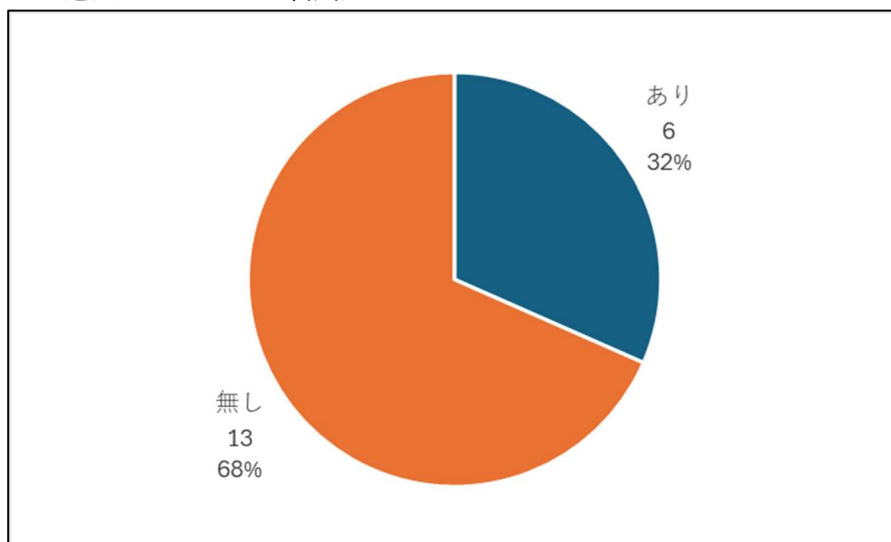
コ 障がい・精神疾患等があるか



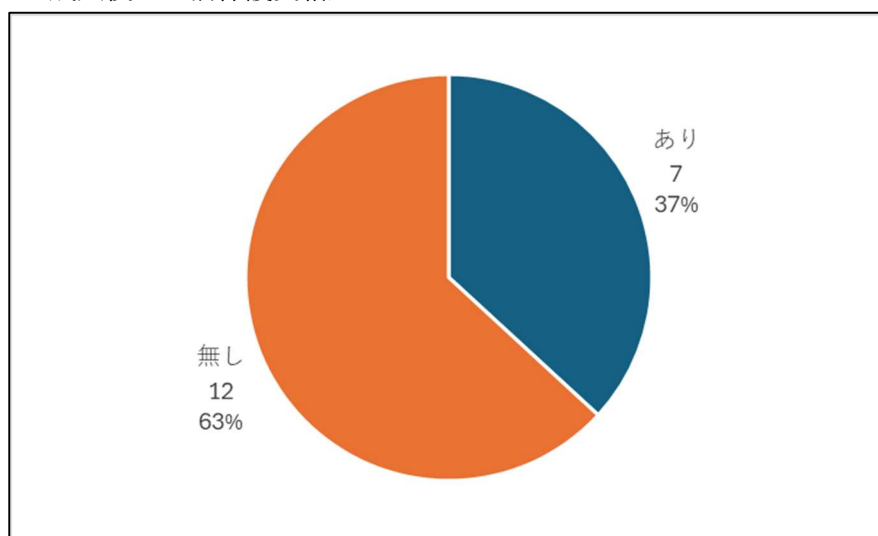
サ 社会的養護経験者



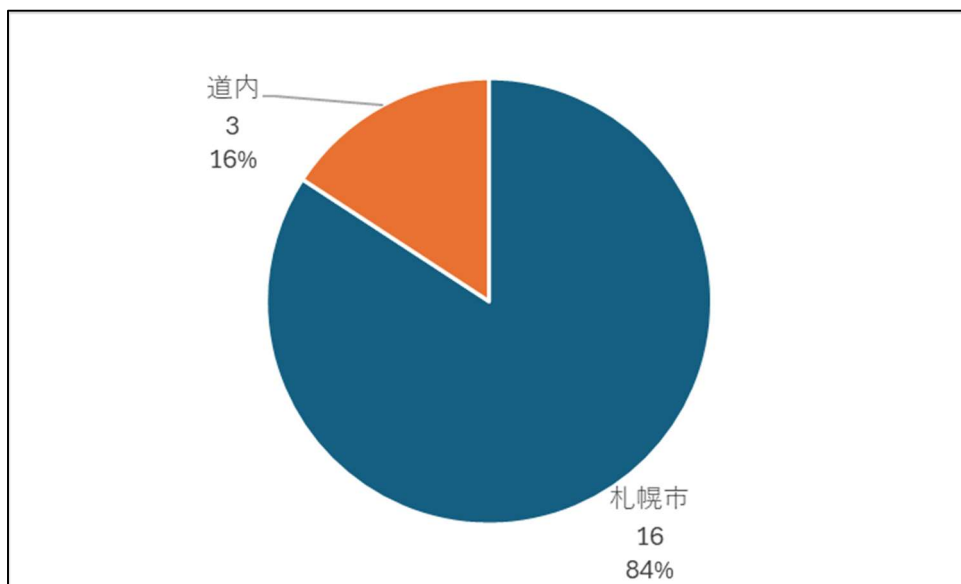
シ 過去のシェルター利用歴



ス 成人後の生活保護受給歴

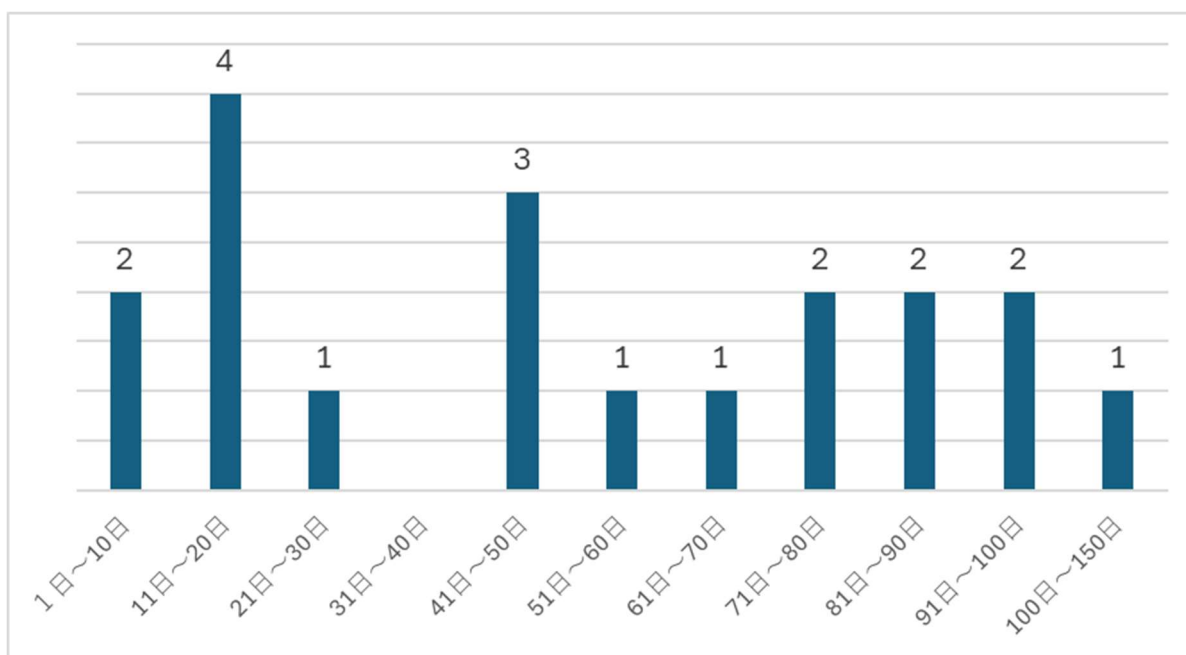


ソ 困窮時の居場所（住所地）

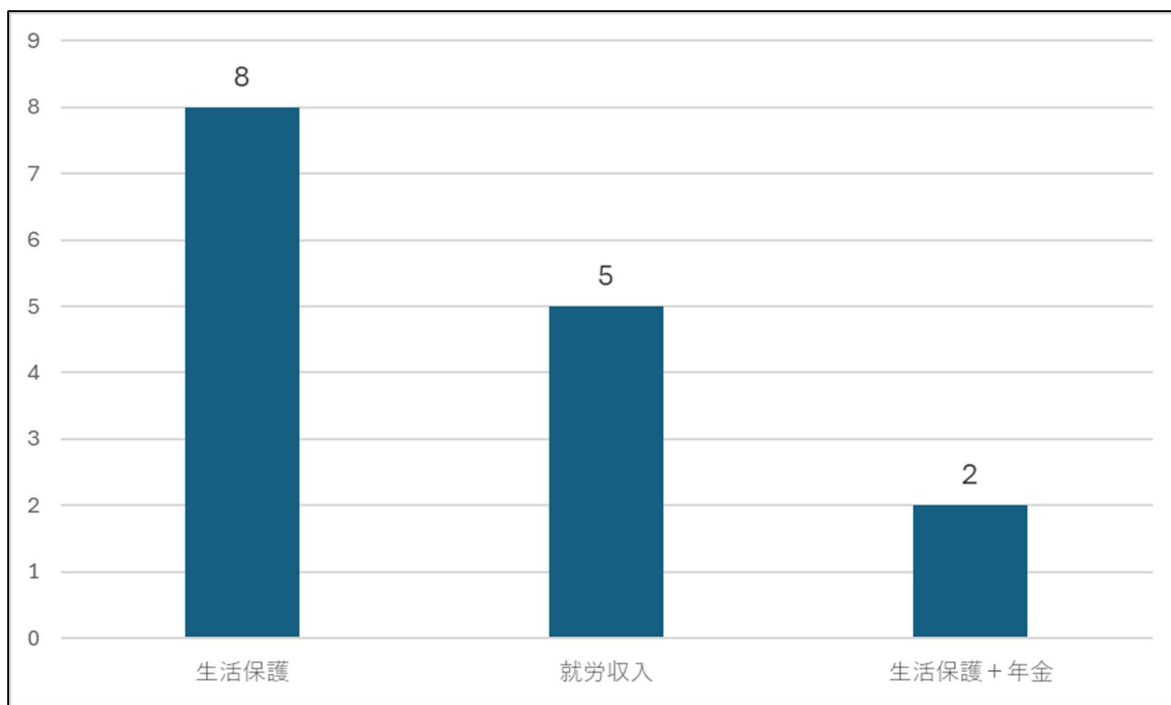


ソ シェルター利用期間（N15）

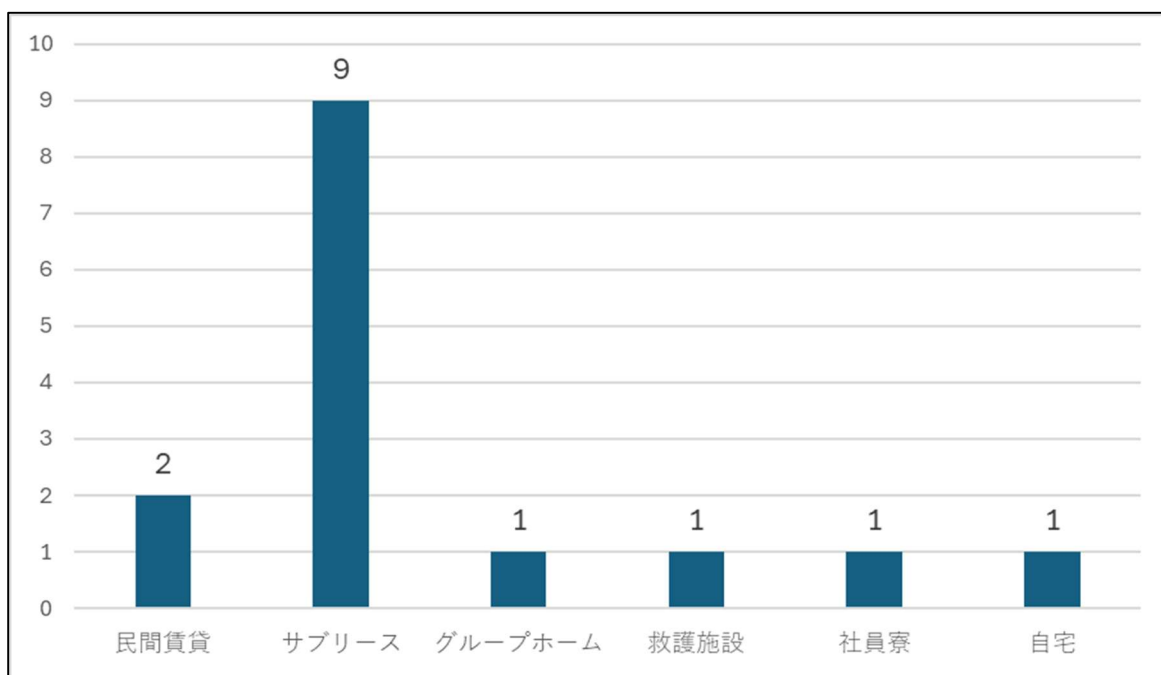
※令和8年3月31日時点でのもの。2世帯4名が利用中。



タ 退所時の収入 (N15)



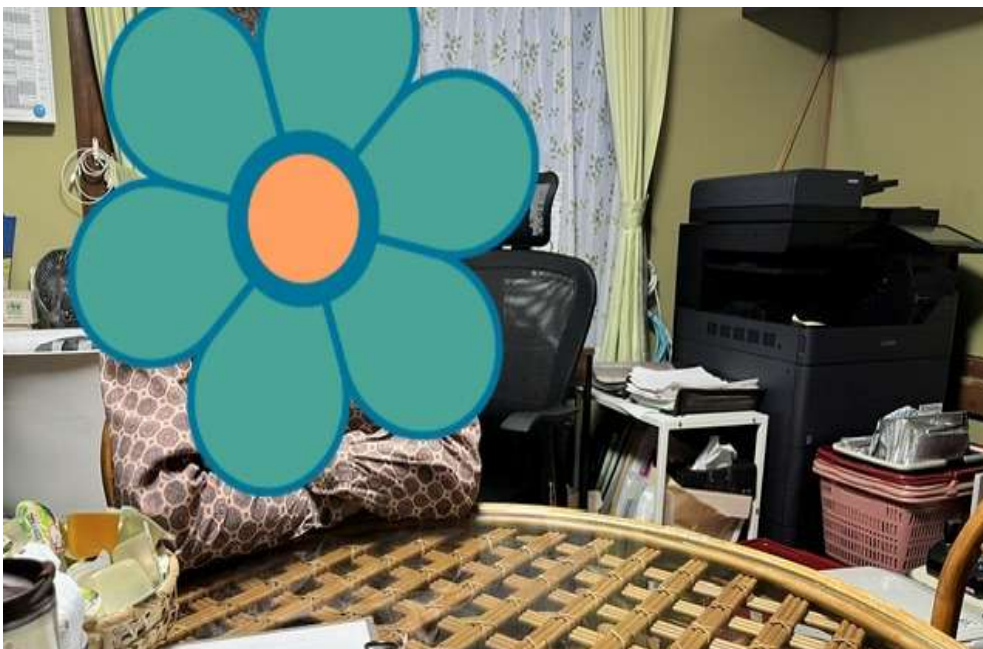
チ 退所時の住まい (N15)



⑨ シェルター利用理由

- 逮捕交流後に GH を探すために利用
- 知人宅で生活していたが、知人の友人から暴力を受け避難
- 高齢者住宅で暮らしていたが契約が終了。兄の家に身を寄せていたが同居が困難になり利用。
- 家賃滞納により強制退去
- 借金があり3年ほど実家で暮らしていたが、母の再婚相手から暴力を受け避難。避難後、一時車で暮らしていたが兄弟の勧めで利用。
- 交際相手からの DV
- 失火により住まいを失う
- 両親から暴力・暴言を受け兄弟で避難
- 路上生活をしていたところ市民から通報があり、警察のすすめで利用。

⑩写真



(2) 事業の検証とサブリース事業

①目的

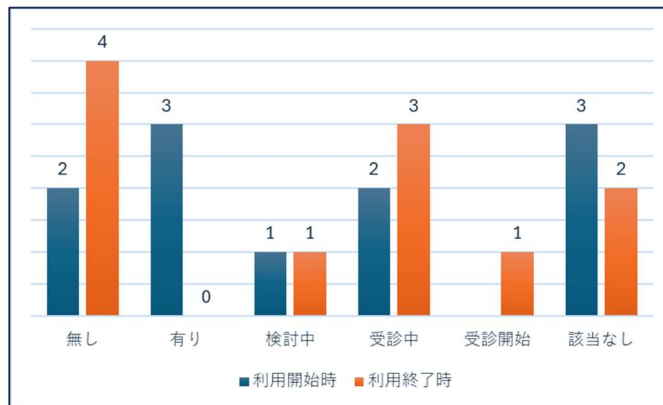
- ア 多様な世帯を緊急的に受け入れるためのシェルターのあり方についての検討
- イ シェルター事業の実践内容に検証・助言と昨年度作成した単身世帯を想定した受入れ時のルールやアセスメントシート等を見直し、複数人世帯向けのものを検討
- ウ 属性を問わず住まいの提供を行ってきた札幌市におけるサブリース事業の課題を明らかにし、必要な支援体制・連携体制の検討

②内容

- ア 多様な世帯を受入れるためのシェルターを準備していたが、今年度は単身者からの相談が多かった。3人世帯の利用が1件あったが、全員成人していることから個室の希望が強く、それぞれ部屋を分けての対応とした。また、ペットを連れてくる世帯からの相談が2件ありペットを含めた受け入れを行った。多様な世帯を緊急的に受け入れるため、子どもを想定した遊具やテーブルの配置など行った。
- イ 当初は会議体を想定していたが、会議体の座長を依頼していた有識者より、個々の事情が異なることや精神疾患等を抱える方も多いことから、あり方を決めるのではなく、都度、柔軟な対応ができるよう準備した方がいいのではないかと助言を受けたことから、都度専門家や専門機関から助言をもらうかたちとした。また、アセスメントシートや受け入れ時のルールについては、昨年度作成したものに不具合が生じた際に、変更を行うこととした。
- ウ 不動産系居住支援法人の行うサブリース住宅において1カ月の家賃滞納で不当に強制退去をさせたというニュースが報道された。これを受け、行政が主導し、サブリース事業の課題や必要な支援体制や連携体制について、北海道の行う居住支援法人部会で協議された。部会の中で、弁護士を招き法令順守・意識変容について徹底された。

③シェルター退所後のサブリース住宅の利用

本事業及び法人独自に運営しているシェルター利用後、サブリース住宅に入居した人は11名（47名中）であった。11名中9名が精神疾患もしくは発達障がいを抱える・疑いのある方であった。退所時に医療機関につながった方は4名で、4名は受診する意思の無い方であり、審査基準が緩く、安易に入居しやすいサブリース住宅がその受け皿になっていると考えられる。



(3) 居住支援地域ネットワークづくり研修会

①目的

- ・不動産業界・福祉業界・行政等が連携（顔の見える関係になる）し、住まいの確保が難しい方が地域内で住まいを確保し、安心して暮らすことができるためのネットワークづくりを行う。
- ・福祉業界、不動産業界の双方がそれぞれの専門性や業務内容を理解し、現場レベルでの連携体制を構築する

②対象

居住支援法人・不動産会社・保証会社・管理会社・高齢者、障がい者、刑務所出所者等
支援団体・医療機関・自治体・生活困窮者自立相談支援事業、任意事業に関わる職員

③内容

★第1回研修会 「居住支援とは？」

日 時：2025年9月9日（火）13:30～17:00

会 場：札幌市産業振興センター セミナールーム1

（札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1）

開催案内

2017年10月に新たな住宅セーフティネット制度がスタートし、8年が経過しました。地域には、居住支援協議会や居住支援法人など、「住まいの支援に関する」新しい社会資源が誕生しました。また、サブリース事業も広がり、住まいが確保出来ず困っていた方の支援体制は、着実に進んできました。これまでの取り組みの中で、見えてきた課題等を解消するため、2024年度には、住宅セーフティネット制度、生活困窮者自立支援制度の法改正が行われました。本研修会では、多様な主体による居住支援が進む中、改めて「居住支援とは何なのか?」「目指すべきところはどこなのか?」について、一緒に考える機会にしたいと考えています。

開催方法：原則会場参加（ZOOMでのオンライン参加も可能）

※プログラム1、2については、札幌市居住支援協議会のYouTubeチャンネルで配信。
(<https://www.youtube.com/watch?v=4h-6eYSDBvA>)

参加人数：94名

主 催：NPO法人コミュニティワーク研究実践センター

共 催：北海道居住支援協議会・札幌市居住支援協議会



YouTubeQRコード

【プログラム】

1. 「住宅セーフティネット制度改正と居住サポート住宅」
講師：国土交通省 住宅局 安心居住推進課長 田中 規倫 氏
2. 「居住支援とは？」
講師：認定 NPO 法人抱樸 理事長 奥田 知志 氏
3. 質疑応答
国土交通省 住宅局 安心居住推進課 課長 田中 規倫 氏
国土交通省 住宅局安心居住推進課 課長補佐 岸本 眞美氏
認定 NPO 法人抱樸 理事長 奥田 知志 氏

【内容】

田中氏より住宅セーフティネット制度改正及び創設された「居住サポート住宅」の登録基準等について説明があった。奥田氏からは、居住支援を行う上で、入居前の支援だけではなく入居後の支援が重要であるという説明があった。事例検討では、札幌近郊で農家を廃業した後、生活に困窮し住まいを失った方の事例について、グループにわかれ事例検討を行った。事例検討の中では、不動産事業者・支援団体・行政のそれぞれの視点からアイデアを出し合い、参加者同士で専門性が交換された。

【アンケート結果より】

- ・居住サポート住宅の意義や、バリアフリーなづくりの住宅がもっと拡大して欲しい
- ・先駆的な居住支援を聞いて感銘を受け、「きづきとつなぎ」が非常に大切だと感じた
- ・居住サポート住宅の費用負担について、具体的にどうするのかを考える必要がある
- ・サブリースモデル事業の持続性について非常に参考になった
- ・事前の質問はもちろん、当日疑問に思ったことについてもしっかり答えていただけて良かった
- ・それぞれの立場で意見を出し合うことができ、有意義な事例検討ができた

主催：国土交通省 住宅局 安心居住推進課
共催：北海道居住支援協議会・札幌市居住支援協議会

定員 50名
参加費無料

開催目的
不動産業界・福祉業界・行政等が連携し、住まいの確保が難しい方が地域内で住まいを確保し、安心して暮らすことができるためのネットワークづくりを行う。

開催日時
2025年10月10日(金) 13:30～17:00
会場：札幌市産業振興センター セミナールーム1 (札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1) 参加費無料

開催方法：会場集合型

プログラム
1. 「住宅セーフティネット制度改正と居住サポート住宅」
講師：田中 規倫 氏 (国土交通省 住宅局安心居住推進課 課長)
2. 「居住支援とは？」
講師：奥田 知志 氏 (認定 NPO 法人抱樸 理事長)
3. 質疑応答
田中 規倫 氏 (国土交通省 住宅局安心居住推進課 課長)
岸本 眞美 氏 (国土交通省 住宅局安心居住推進課 課長補佐)
奥田 知志 氏 (認定 NPO 法人抱樸 理事長)
4. グループワーク「事例検討」
グループに分かれ、各事例についての事例検討を行います。
5. まとめ

主催：NPO 法人コミュニティワーク研究実践センター 共催：北海道居住支援協議会・札幌市居住支援協議会

★第2回研修会 「居住支援から考える身寄り問題について」

日 時：2025年11月4日（火）10:00～12:00

会 場：札幌市産業振興センター セミナールーム A

（札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1）

開催案内

住宅セーフティネット制度、生活困窮者自立支援制度の法改正が行われ、「居住支援の強化」が、着実に進んできています。身寄りがいない、身寄りに頼ることが難しい方の相談は、居住支援の現場にも数多く寄せられており、居住支援法人や支援団体等が独自に対応し、身寄りの機能を代替えすることもあります。ほとんど無いのが現状です。また、身寄りの問題は、単身高齢世帯に限らず、虐待等を受けた若者にとっても深刻な問題です。本研修会では、身寄りの有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりに鹿児島県で取り組んでいる、NPO法人やどかりプラスの芝田淳理事長をお招きし、当事者が主体的に参加できる居住支援の可能性を考えていきたいと思ひます。

開催方法：原則会場参加（ZOOMでのオンライン参加も可能）

※プログラム1、2については、札幌市居住支援協議会のYouTubeチャンネルで配信。（<https://youtube.com/live/070kgq9BHTQ>）

参加人数：72名

主 催：NPO法人コミュニティワーク研究実践センター

共 催：北海道居住支援協議会・札幌市居住支援協議会



YouTubeQR コード

★第3回研修会 「居住支援体制の整備」

日 時：2026年1月30日（金）13:30～16:45

会 場：札幌市産業振興センター セミナールーム C

（札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1）

【開催案内】

単身世帯の増加や持家率の低下などに伴い、賃貸住宅等への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定され、住宅セーフティネット制度や生活困窮者自立支援法の改正が行われました。住宅セーフティネット制度では、「居住支援協議会の設置」が努力義務化され、行政・民間共に、住宅と福祉の連携は重要性が増してきています。一方で、得意分野・文化が異なる分野が手を取り合うことは、「どこから始めていいのか?」「どのように連携すればいいか?」、難しさも多いのが現状です。

本研修会では、「地域内での居住支援体制の整備のはじめ方」を学ぶと共に、住まいを失ったまたは恐れのある生活困窮者支援の実践現場から見た「住宅と福祉」が連携するメリットや課題についてお話をして頂きます。利害や想いは一旦置いて頂き、「誰のために」居住支援の体制整備は必要なのか?「何故、連携が必要なのか?」について、参加された皆さんと一緒に考える機会にしたいと考えています。

開催方法：原則会場参加（ZOOMでのオンライン参加も可能）

※プログラム1、2、3については、札幌市居住支援協議会のYouTubeチャンネルで配信。（https://youtube.com/live/xujdJX0bd_w）

参加人数：49名

主 催：NPO法人コミュニティワーク研究実践センター

共 催：北海道居住支援協議会・札幌市居住支援協議会



YouTubeQR コード

【プログラム】

1. 「居住支援体制の整備のはじめ方」

講師：一般財団法人高齢者住宅財団 企画部企画課 主任 川原 奈緒 氏

2. 「生活困窮者支援から考える住宅と福祉の連携について」

講師：札幌市ホームレス相談支援センターJOIN 主任相談支援員 小川 遼 氏

3. 質疑応答

4. グループディスカッション「居住支援体制の整備に必要なことは？」

5. まとめ

【内容】

川原氏より、どうして居住支援協議会が必要なのか？その役割や可能性について説明があった。地域ごとに住宅事情が異なることから、地域ニーズを行政が把握した上で、民間を巻き込みながら居住支援協議会を準備していくことが重要であるとあった。小川氏からは、札幌市ホームレス相談支援センターの説明やシェルター利用者の属性について話があった。近年は、病識の無い精神疾患を抱える相談者が多いが、過去のデータを読み解くと、やはり同様の傾向がみられるとのことだった。また、オープンダイアログの技法について、事例を通じた説明があった。グループディスカッションでは、行政・不動産・福祉の立場から現状の課題や現在の到達点などについて意見が交換された。

【アンケート結果より】

- ・札幌の居住支援協議会に居住支援法人の加入の必要性を感じている
- ・具体的で良かった。今後周知してもらおうことが全国的な課題だと分かった
- ・福祉と住まいの横の連携が居住支援の肝であることを痛感した。
- ・具体的で良かった。今後周知してもらおうことが全国的な課題だと分かった
- ・リアルタイムの情報を得られた。行政の方から客観的な札幌の居住支援体制の特徴を学べた

対象：居住支援法人、不動産会社、福祉施設、NPO法人、管理会社、高齢者、障がい者、生活困窮者支援団体、医療機関、自治体、生活困窮者支援協議会

居住支援体制の整備

2026. 1. 30 金 13:30 ~ 16:45 [会場集合型]

会場 札幌市産業振興センター セミナールームC

講師 川原 奈緒 氏 (一般財団法人高齢者住宅財団 企画部企画課 主任)

講師 小川 遼 氏 (札幌市ホームレス相談支援センター JOIN 主任相談支援員)

主催：NPO法人コミュニティワーク研究実践センター 共催：北海道居住支援協議会・札幌市居住支援協議会

3. 提言

(1) シェルター事業から見た地域の課題

本事業では、昨年度、母子世帯や 8050 世帯など複数人世帯のニーズもあり、地域内に世帯用のシェルターが少ないことから、既存の部屋を活用し、複数人世帯の受け入れを想定したシェルターを設置した。しかしながら、今年度は単身者の利用が結果としては、3人世帯（兄弟）を1件受け入れるに留まった。3人世帯の受け入れでは、当初は1部屋での受け入れであったが、全員が成人していることから、途中からそれぞれが個室の利用を希望したため、単身用のシェルターへの移動などもあった。精神疾患や障がいを抱える方の利用も多いことから複数人用シェルターも準備しながら単身用も併用できるような柔軟な受け入れ体制が重要であると考えられる。

今年度の特徴としては、ペットと一緒に利用を希望する世帯や就労中で利用をし、生活保護を活用せず、貯金をしながら自立を目指す方もいた。特に、中高年の女性が今年度は、貯蓄し就労自立を目指す希望が多かった。就労自立を希望した女性は、不安定な就労やパートの掛け持ちなど、非常に厳しい環境の中で自立を目指したため、結果、3ヵ月利用しても、十分な貯蓄が出来ず、当法人で運営しているサブリース住宅を差益無し賃貸した。

本事業で設置した複数人世帯用のシェルターも重要であるが、ペットと一緒に利用できる部屋や、利用期間を柔軟に延長できることや、緊急連絡先などがつけられなく、収入が不安定でも安価で借りることの出来る部屋（出口）が一定数必要ではないかと考える。

札幌市には、不動産会社や支援団体が運営するサブリース住宅が 5000 戸以上あると言われているが、家賃設定が単身世帯の住宅扶助費の上限 36,000 円のため、就労はしているが収入が低い方や収入が不安定な方の入居は難しいと思われる。また、増収を目指した就労支援も考えられるが、年齢に応じたキャリア形成がなされてなく、生活基盤が不安定、生活保護を活用したくないなどを踏まえると、まやかしの「就労支援」や増収という「安易」な視点だけではなく、その収入の範囲で暮らせる場の設定なども考えるべきである。

(2) シェルター事業から見た福祉の課題

本事業を利用した方の7割程度の方が、障がいや精神疾患を抱えているもしくはその疑いのある方だった。また、成人後生活保護を受給した経験のある方やシェルターを過去に利用したことがある方は3割を超えていた。病識の無い方や病識あるが医療機関への受診を希望しない方も多くいた。1度目の困窮状況を補足はし、緊急時は脱したもの、生活を安定させる・定着させるという視点での対応は難しかったものと思われる。背景には、障がいや精神疾患などを抱えながらも、本人に病識がないなどの問題もある。これは、本事業に特質した傾向ではなく、かなり前から「認識」されていた課題である。どこが課題でどこに穴があるのか？労働環境の変化や支援員の意識等も含めた既存の福祉制度全般の総点検が重要であると考えられる。また、シェルターを利用する方々の「属性」についても再確認し、体制を検討する必要がある。

(3) シェルター事業から見えて家族関係

本事業を利用した方の7割以上の方が、シェルター利用の背景には家族関係があった。これまで家族や親族が担うものとされてきたサポートが得られないような状況にある。住まいを失う、直接的な要因ではないものの家族関係が悪く、頼ることが難しくなることでどのような影響を本人にもたらすのかは、考える必要がある。高齢者には高齢者の家族が担う役割があるように若者には若者の家族が担う役割がある。家族の担う役割や家族の中で「誰が」担うのかはライフステージにより変化する。また、若者層に多かったが、親や同居家族から暴力や暴言、ハラスメントに類似したものを受けて自宅から避難してきた方も多かった。属性のデータは、わかりやすく分けたが、自宅を失う背景には家族からの暴言や暴力を受けた方が多い。成人以降、家族関係への介入は非常に難しいが、家族を頼ることが難しい方への支援体制の充実を図るとともに、被害を受けた側が、住まいを失わないような対策も必要であると考えます。

(4) サブリース住宅の必要な支援体制・連携体制

札幌市で活動するサブリース事業者（居住支援法人）が、1ヵ月の家賃滞納で不当な方法で強制退去させたというニュースが2025年の12月に新聞やニュース番組で放送された。

札幌市では、緊急連絡先を確保することが難しい方が住まいを確保する手段のひとつとして、サブリース住宅へ入居する方も多し。また、シェルター利用後、サブリース住宅を契約するという方もかなり多く、一般的である。そのため、不動産事業者や支援団体などサブリース住宅を運営している団体が複数ある。

一方で、本事業の結果からわかる通り、障がいや精神疾患等を抱えているが既存の福祉サービスを利用せず、サブリース住宅に入居するという方も多くいる。以前は、支援団体が行う、生活支援を付けたサブリース住宅が多かったが、住宅セーフティネット制度開始後は、不動産業界の方が多く参入し、支援を付けないサブリース住宅が急増した。容易に入居できるため、対応が非常に難しく、生活破綻リスクの高い方の受け皿としてサブリース住宅が活用されるようになってきている。既存の福祉サービスや医療機関の受診につながらない方の支援をどうするのか？生活困窮者自立支援制度に基づく地域居住支援事業や居住支援法人の業務のひとつとして、入居後の支援はあるものの、全体数をカバーする規模ではないと考えている。

不動産業者と支援団体が具体的な事例を通じてどのように連携していくのか？相談窓口は開設時間が明確で、その業務内容や対応もわかりやすい。一方で、暮らす場で起こることについては、その内容も多数あり非常に難しい。単に、通院を促すことや行政機関や専門機関への同行、買い物や生活の援助をすればいいということではない。

人が暮らす場所で起きていることについて、目を向けて、どのようなことでのサポートや保証を望んでいるのか？現実に起きていること本人の希望も含めて、既存の福祉制度で対応は可能なのか？について検討する必要がある。また、住宅と福祉の好事例についても、わかりやすく共有していく必要がある。

(3) 居住支援地域ネットワークづくり研修会

本事業では、北海道居住支援協議会、札幌市居住支援協議会と協働で、研修会を3回開催した。開催に当たっては、各居住支援協議会や刑務所の開催する意見交換会などの開催日程なども考慮した上で実施した。また、札幌市居住支援協議会の協力を得て、YouTube による配信なども行った。(事業の公共性や信頼性を高めた)結果、北海道内だけではなく、全国各地からの参加にもつながった。

今年度は、研修会の中で、グループワークの時間を設け、参加者同士が顔の見える関係になりながら、事例や居住支援体制の構築など同じテーマでそれぞれの立場から意見交換をする時間を設けた。また、新たに居住支援に参入する団体が、行政や支援団体とつながる場としても機能した。

本事業を通じて、地域全体としては更にネットワークが強化されたと。行政主導で実施する良さもあるが、居住支援地域ネットワークづくりについては、民間主導のゆるさが、互いにつながりやすい効果があると考ええる。



【編集・発行】

特定非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センター

〒064-0808

札幌市中央区南 8 条西 2 丁目 5-74 市民活動プラザ星園

TEL : 011-206-9565

HP : <https://cmtwork.net/>